

## 釜石・大槌企業ネットワークの設立

財団法人釜石・大槌産業育成センター  
事務局長 青沼秀喜



この度、釜石・大槌地域の企業を主体としたネットワークを設立しました。

このネットワークは、今年度、釜石地方振興局からの委託（新たな企業スクラムによる新事業創出事業）を受け当センターが事務局となり活動しているもので、配置した産業連携コーディネーターを中心に事業シーズや企業ニーズの掘起こしを行うほか、企業と大学、企業間でのマッチングやコーディネート等を行うことにより、新規事業の創出や取引の拡大など新たな価値の創造を目指し活動しております。

また、このネットワークは、参加企業の主体的な取組みをモットーとし、企業自らが積極的に取組む連携・交流の場であり、今後、企業が連携・交流を深めながらつくりあげていく参加実践型のネットワークを目指しております。

### ネットワークの特徴

#### コーディネート活動

(1)「産業連携コーディネーター」は、事業シーズや企業ニーズの掘起こしを行い、企業と大学や企業間のマッチングを行うほか、企業の経営改善の取組み支援を行うなど、新規事業の創出や事業拡大等を支援します。

「産業連携コーディネーター」は、これらのマッチング活動を通じて、新たな事業化への可能性がある事案については、「事業化研究グループ」化を図るなどの支援を行います。

#### 事業化支援チーム

(2)「産業連携コーディネーター」は、上記の「事業化研究グループ」の取組み状況に応じて、各種専門家からなる「事業化支援チーム」を編成し、事業化等に向けて総合的支援を行います。

#### 企業交流プラザ

(3)企業や研究機関、産業支援機関等が情報交流を行う場として、「企業交流プラザ」を開催し、シーズ発表会、テーマ別の研究会等を通じ企業間連携・交流等を促進します。

(4)日常の情報交流については、ホームページ上の企業交流プラザ（企業交流eネットプラザ）を通じ、大学、研究機関等のシーズ、企業ニーズ等の情報提供や掲示板による企業や研究機関等との情報交換を行います。また、企業データベースの公開により取引支援情報を提供することにしています。(URL：<http://www.ikusei.or.jp/plaza>)

これまでの活動内容は、10月に開催された「第1回かまいし・おおつち企業交流プラザ」を皮切りに、11月には東京都大田区との交流・視察会の開催、1月には事業化研究会（光触媒技術利用）を立ち上げるに至りました。その他にも、岩手県立大学との連携フォーラムの開催や各種勉強会なども開催しております。

また、今後とも各種事業を展開してゆきますので、是非ご注目下さい。

## 「知事と岩手の産業の夢を語る会」開催！

### いわて地域資源の連携構築とブランディング

去る2月6日、盛岡市のエスポワールいわてにて「知事と岩手の産業の夢を語る会」を開催した。本懇談会も、今年度で6回目を迎え、「いわて地域資源の連携構築とブランディング」をテーマに食・工芸品・観光の産業に携る関係者が出席し、これからの「いわてブランド」の方策を探るべく、意見交換を行った。

#### 出席者職氏名（敬称略）

増田 寛也	岩手県知事
酒井 俊巳	〃 商工労働観光部長
田村 均次	〃 産業振興課総括課長
沢田 修	〃 産業振興課金融経営担当課長
鈴木 宏延	中央会会長
谷村 久興	〃 副会長
阿部 典夫	〃 副会長
千葉 俊明	〃 専務理事
佐藤 正範	〃 理事・事務局長
菊池 康	(株)遠野ファインフーズ 代表取締役
佐々木 茂	(株)佐幸本店 代表取締役専務
青柳 一郎	(有)丸三漆器 代表取締役
八重 櫻 亮	(株)岩鑄造所 焼型課主任
富山 敬治	ビスケットメーカー ムッシュートミー 代表
岩崎 昭子	(有)宝来館 専務取締役・女将
阿部 亮	(株)川徳 ISO 推進室
下田 田美子	岩手食生活研究会 主宰
大関 寿美子	岩手県（商振連）青年部 部長

#### 懇談の要旨

##### - はじめに増田知事より -

毎年このような懇談の場を設けていただいておりますが、産業振興について具体的にもっと成果を出さなければいけない時期になってきたという思いをしております。

県南の方の自動車産業を中心としたものづくり分野については、ある程度形が見えつつありますが、沿岸・県北部は特にまだまだいろいろな課題を抱えています。

そういった自動車産業に次ぐ、次の成長を引っ張るようなものを作っていききたい。そのために1つは食品

産業です。食に関連するもの、食と非常に関係している観光、これらをもっと実のあるものにしていききたい。それらはやはり地域に根付いたものでなければいけない。伝統を持っているもの、伝統工芸ですとかそうしたものをもっと強く競争力のあるものにしていききたい。

景気が回復してきたといわれていますが、地域間格差・業界間格差があるものの、いい方向に向かってきているのは間違いない。

きょうのテーマは、岩手地域資源の連携構築とブランディングということになっていますが、そのためのヒントを出していただきたい。また、こちらの方も政策を充実させたいということで考えております。具体的な事例をぜひおっしゃっていただいて、それをどういうふうに政策に結び付けていくか、そういう場にして意義のあるものにしていききたいと思います。

#### 〈健康という付加価値をもった商品をまず岩手から〉 (株)遠野ファインフーズ 菊池康氏（岩手発芽玄米研究会）

当社は約3年前に遠野市役所の産業おこしの支援により設立した会社で、主に製造しているものは、発芽玄米のうるちと餅とそれを粉にしたものです。

発芽玄米というのは、今150億円産業と言われております。当社が始めた頃は70億円ぐらいでした。売り上げは現状的には横ばいになっており、商品に少し差別化を付けなければということでソフトタイプという従来よりも食べやすくしている商品を今主力として売っています。

当初は関東の方に行けば大きく商売ができるということでアプローチをしておりました。しかし商品の評価はいいのですがコストの部分できついものがあります。

原料として岩手の米を使用していますが安い米がありません。米どころであっても流通の段階で中間手数料が上乗せされそれなりの値段になってしまいます。

現在、遠野で月に1トンくらいの売り上げがあります。岩手県の人口は140万人ですから岩手県全体で消費することができれば43トンくらいは売れるという

計算になります。私としては岩手県民の方にまず食べていただきたい。

私どもではギャバ( )が 70 という米も持っています。遠野発芽巨大胚芽米ということで、今一生懸命それを商品化したいと思って頑張っているところです。

ギャバとは：玄米等に含まれるアミノ酸の一種。

動脈硬化予防、肥満防止などの健康効果がある。

### 《山葡萄の味と健康的要素をもっと身近に》

(株)佐幸本店 佐々木茂氏 (久慈山葡萄生産組合)

佐々木：初めに岩手県の山葡萄の栽培生育状況ですが、平成17年度では全国の70%以上を岩手県が占めることになると思われます。

岩手県で栽培されている品種は「涼実紫」(すずみむらさき)という県が品種登録を取ったもので、4系統あり4種とも色・香り・味が全く違います。岩手県としては今後この状態をすすめていくのでしょうか。地域の特性を出すためには栽培されている地域によってそれぞれの味をだしていく方向に持っていくべきではないかと思っております。

また、商品の差別化を図っていく為にも栄養機能食品、特定保健用食品の認可が必要になってきます。お客様からもこういった要望が非常に多いです。岩手大学の長沢助教授が学会で、山葡萄の皮と種からのポリフェノールが糖尿病の合併症に効果があると発表されております。ただ、これを1企業で行うとなると大変な日数・費用がかかります。こういった部分で産学官の連携で解決していければと思います。

現状では収穫された山葡萄の買い取り先が非常に少ないという問題があります。私どもは無農薬で栽培されたものを使っており、減農薬で栽培されたものは使えない状態にあります。今後は、岩手県は道の駅が多くありますので、道の駅の隣接地にミニワイナリー的なものをつくって、道の駅に立ち寄られたお客様に提供できないかと考えております。

### 《健康と料理を楽しむ提案を》

岩手食生活研究会 下田美子氏

岩手には安全で美味しい食材がそろっていますし伝統食もたくさんあります。しかし、料理の見せ方や売り方がいまいちです。

発芽玄米については、こちらから消費者に出向いて出来るだけ多くの方を相手に大事なことをわかりやす

く、普段の生活に取り入れる方法を伝えていかないと消費は伸びないと思います。

「山のきぶどう」に関してもポリフェノールなど健康の部分でももっと前面に出して、飲み方の提案をしていくべきだと思います。

私は旅と食と雑貨という3つの観点から物事を見ております。消費の主役は女性ですから、作る側・売る側にもそういった視点を取り入れてほしいと思います。

料理を盛る器についても岩手県産品を使ってほしい。乾杯の際に小さいすてきな岩手県産のグラスを使った、漆の器にしても食堂やレストランですてきなものを使ってほしい。使い方を見せることで買って帰ろうという気分になると思います。

健康の情報やテーブル・食事の提案などをアドバイスできる方の協力があれば、県としても進めていきやすいと思います。



### 《日常の場で使える商品を》

(有)丸三漆器 青柳一郎氏 (岩手県漆器協同組合)

岩手県漆器協同組合の現状ですが、最盛期は30社組合員がおりましたが、今は11社となっております。残っている会社は売り上げを伸ばすために催事に力を注いでいます。というのも岩手県ではもうどうにもならない。我々の業界は結婚式のギフトというもので生きてきました。しかし時代の変化により結婚式でのギフトの売り上げは皆無に等しくなった。

基本は商品開発ということで当社ではずっと続けております。最初は組合員全員に声をかけても足並みはそろいませんでした。当社がやっていたのは商品の開発力が大きいと思っております。当社の職人は14人おりますが、秀衡塗の技術を守っていくために一生懸命取り組んでおります。何年か前にガラスに漆を

塗る技術を開発しました。これをもっと広げていきたいと思っています。

いつまでも催事ばかりというわけにもいかないので、県の補助で遠野小学校の学校給食で使って頂いております。今年の2月で終わりなのですが、好評なのでできればこれを広げることによって市場も広がるし、将来的な漆離れも無くなるのではないかと思いますので県としても後押しして頂きたいと思っています。

岩手県は漆の生産量が日本一なのですが、それほど光が当たっていないように感じます。岩手の漆は良く、まじめに作っている。そういった産地は非常に少なくなっています。岩手県では地産地消や食育といったことに力をいれておりますが、それに絡めて漆産業ももう少しよくなれば良いなと願っています。

### 《メイドイン岩手のライフスタイルを》 (株)岩鉄製造所 八重樫亮氏（南部鉄器協同組合青年部）

業界は依然と厳しい状態にあります。工業技術センターの支援のもと、ユニバーサルデザインの開発を2002年から始め、各事業所で開発を行っております。2005年にはグッドデザイン賞の特別賞に3品種の鉄瓶が選ばれました。

青年部の活動としては販売促進よりも利用促進の活動をということで、消費者の目線に立った商品の提案の仕方や、お客様にとって手に取りやすいような展示の仕方を研究して、年1回手づくり村で行われる鉄器まつりで実践しております。

また、地元の一一般の消費者を対象にわれわれ職人が独自に市民プラザを開催して、鉄器の使い方の知識を提供する場を設けています。こうした消費者の方々との連携をとったものづくり、商品の販売、展開の仕方を実践していきたいと思っています。

県に対する要望としましては、食の地産地消だけではなく、地場の工芸品の地産地消についても後押しを



していただきたい。

また、我々のような従業員としてものづくりに携わっている人間が、自由に創作活動ができる場の提供、青年層への自立支援の窓口を作っていたきたい。

青年部の夢としては、地元の人のごくごく当たり前のように南部鉄器・鉄瓶を使うようなメイドイン岩手のライフスタイルが、岩手ブランドであるという位置づけでやっていけたらなと思っています。

### 《時代のニーズを取り入れた伝統》 岩手県商店街振興組合連合会青年部 大関寿美子氏

フリーでアナウンサーや、ライターの仕事をしている関係で、鉄器組合の青年部の方のイベントに出席させて頂いたり、漆器の商品について提言を求められたりと、県内手工芸品に携わっている方と接点が多いです。

工芸品は今までは贈答品がほとんどということでしたが、これからは消費者が普段の生活の中で使い、そこで良い物だから贈り物としても使うというつながりがないと難しいと思います。普段の生活の中で使うためには、消費の中心は女性ですから、そういった目線も必要だと思います。

伝統工芸品というものが今まで何十年何百年と残ってきたというのは、昔からの技術を伝承しながらも時代のニーズを取り入れて変化してきたからこそ今も残っているのではないのでしょうか。

消費者が使いたいと思うようなデザインや、見せ方のコーディネートを工夫していったら良いのではと思いました。今の時代、高いモノと安いモノの価格差が極端です。クオリティが高い商品をただ値下げするのではなく、自分にとって贅沢を味わいたいときのモノとして価格を設定することも必要だと思います。

### 《物語・風景をもったファッション》 ムッシュートミー 富山敬治氏(いわてコレクション実行委員会)

私たちの業界は、他の業界と同様に技能者の高齢化や人材育成のための教育機関の減少などにより、全て自前でやらなければならない状況です。

現在は盛岡市の方からお話をいただき、同系異業種との連携ということで「いわてそめ・おりネットワーク」さんと「盛岡さんさ」をデザインスクールビズウェアの開発を試みてまいりました。

今までは婦人服あるいは小物、雑貨にだけ取り組んでいたものを、クールビズやウォームビズといった部分も対象として、岩手らしさを感じさせながらも観光もPRしていこうと取り組んでおります。

物産展やイベントなどに私たちの作品を出展しておりますが、見せ方が非常に大事なポイントだと思っております。価値や機能性、生活の中でのやすらぎやぬくもりといったものがイメージできるような演出をしなければただの物売りになってしまう。生活の中に物語といえますか、風景として出てくるような演出をやったらいいのではと感じております。

今後としては、ファッションと生活文化、ファッションと観光といった地域の産業との連携を1つのテーマとして取り組んでみたいと思っております。

花巻温泉のバラ園での花をテーマとした野外ステージは観光との相性もいいので取り組んでいきたいと。

もう一つはプロモーション。岩手らしさを取り入れた物産を映像に残すというようなこともやっておりますので、ご指導ご支援をお願いしたい。

## 《岩手のすべてを味わえる空間づくり》

(有)宝来館 岩崎昭子氏(岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合)

釜石は観光業だけで成り立つ場所ではなく、企業の宿として長年やってきていました。しかし経済の悪化や時代の変化によってそれだけでは食べていけないという状況が長く続き、私たちがやれることを最大限活かして、お客様に来て頂くという活動を始めました。

A & Fグリーンツーリズム実行委員会を漁師さん、農家の方、農協、漁協のメンバーで市役所・県庁の方に教えてもらいながら立ち上げ、活動しております。

活動をする中で皆さんのなかにネットワークができて自然を体験するだけではなく、自分たちで収穫したものをを使った郷土料理を楽しむ会というものを月1回開いております。こうした活動が「おもしろ地産地消大賞」を受賞することになりました。また東部漁協女性部の方は岩手県で優秀賞をいただき3月に全国大会で発表させていただきました。

自然を見る、食べるだけではなく、民泊していただくという活動も行っており、昨年度は大阪から3校修学旅行で来て頂きました。修学旅行とは違いますが、横浜の海辺づくり研究会というNPOさんも訪れて頂きました。そして自然の環境の中で遊んでもらおうと

自然学校も立ち上がっています。

私たちの役目は、皆さんの目で見てもらってこれが岩手県なのだとなる空間づくりをしたいと思っております。それには行政の後ろ盾が地域住民には必要です。もっと私たちを取り上げて頂きたいと思っております。

## 《お客様の声を聞き具体的なプレゼンテーションを》

(株)川徳 阿部亮氏

物が売れなくなった。やり方・展開の仕方がわからなくなった。そんな時こそ、「分からなくなったらお客様に聞け」なんです。それはリスニングポストの仕組みづくりをやらなければいけない。お客様をターゲットにして販売をするのですから、日々お客様の認識・意識・満足度は変化している。今日満足していたものが明日の満足にはつながらないのです。

行政にお願いしたいのはSWOT分析です。同じ商品の中で最上級品のグレードをねらっていく展開力、商品開発のための調査力、事業展開のときの価格流通戦略、トータルでプランニングしていく構築力、これらを有機的・総合的に展開していくという方向軸が明確にされていかなければいけないと思っております。

最終的には地場のものは地場で売れる。わが岩手で消費して下さる方に対して、どういう具体的プレゼンテーションをしていくか、といったことへ相当注力していかないと、ブランディングにはなかなか育っていかないと小売の現場としては理解しております。この辺の仕組みとしてのあり方を、どういうふうソフトで展開していくべきかご検討をお願いしたい。

---

本県は、様々な地域資源に恵まれており、特に農水産物の知名度・人気は、上位に位置付けされている。しかし近年、日本各地で地域ブランド化が叫ばれており、特に東京のマーケットを狙った地域ブランド間の激戦が予想される。また、伝統工芸品の分野では環境変化から経営環境の厳しさが増しており、観光の分野では、工夫・開拓の余地が残されている。そして今、時代は団塊の世代の引退期に入っており、彼らは岩手にとっても大きな魅力あるターゲットである。そんな中今回のテーマは、タイムリーな話題であったが、同時に、個々の地域資源を活用し、地域全体のブランド力を高めていくことに戦略的に力を入れて取り組まなければならないことが改めて浮き彫りになった。

**平成 17 年度 組合 代表者 会議 を 開催**

本会では中小企業を取り巻く最新の経済動向を把握し、また、会員組合とのコミュニケーションを深め、業界の発展と地域振興に資することを目的に、去る2月20日、雫石町鷺宿温泉「ホテル森の風」を会場に平成17年度組合代表者会議を開催した。当日は、組合代表者等約120人が出席し、本会からは小山田参与、鈴木会長、谷村副会長、千葉専務理事、佐藤理事・事務局長、他中央会職員12名が出席した。また、来賓として、県商工労働観光部産業振興課吉田主任主査、同課中村主任、商工組合中央金庫盛岡支店山崎次長、県信用保証協会赤津会長、県火災共済協同組合平野専務理事、(株)損害保険ジャパン盛岡総合支社田村課長のご出席をいただいた。



**組合代表者会議の概要**

本年度は、中小企業組合の更なる発展のため、雇用、金融の円滑化、三位一体改革と中小企業への影響等をテーマに第1部から第3部までの構成で代表者会議を開催した。

第1部では県信用保証協会の島越業務部長より「保証協会の上手な活用の仕方」を、また、岩手労働局の菊池職業紹介主任より「若年労働者職場定着事業」について、第2部ではフジテレビジョンのキャスター黒岩祐治氏よりそれぞれご講演いただいた。第3部では、まず、千葉専務理事から本会の18年度における業務運営方針について説明がなされた。特に昨今の厳しい予算措置の中で会員サービスの低下にならない様、引き続き18年度も中国ビジネス、食産業、ものづくり、新事業の創出等に県と一体となって取り組むこと、また、補助金に頼らない創意・工夫による組合サービスの向上に努める必要があるとし、その基本目標と重点事業の概要を述べた。次に、千葉連携支援部長及び猿川市場開発部長からは、各部で担当する本会事業の具体的内容及び中小企業支援制度の活用策等について説明を行った。

**特別記念講演の内容**

第2部では、特別記念講演として、フジテレビジョンの黒岩祐治キャスターをお招きし、「どうなる日本 三位一体改革と地方経済・中小企業への影響」をテーマにご講演いただいた。黒岩氏は、'92年、フジテレビ「報道2001」の番組開始当初からキャスターを務めているが、この番組づくりを通じて、自分なりにこの国がどうあるべきか、イメージを考えた時に生まれたのが、「マグネット国家」（同氏著「マグネット国家論」）という発想とのこと。磁力をもって引き付けるそんな国にしたいが現在の日本は、マグネット国家ではない。それが今の日本の最大の課題であるとのこと。魅力とは磁力の様なもので、国全体が磁力の様に自然とヒト、モノ、カネを惹きつけることができれば、それにより日本が再生し、中長期的に安定成長させていくことができる。ただし、国全体の「魅力再生」といわれても、漠然としているが、これを、地域、企業、個人、産業というレベルで見れば、いたる所で魅力が蘇り再生してきており、事例を集めて調べてみるといくつかの共通点が出て来る。黒岩氏は、このエッセンスを各個人、企業、地域、産業等が取り入れ、磁力を強化して行けば、日本全体の再生に繋がっていくと説く。講演では、熊本県「黒川温泉の再生」等いくつかの具体的な成功事例を上げて、再生の主なポイントをお話いただいた。まず、その一つは皆が本物の危機感に立つこと。また、再生には「気付き」も大きなキーワードで、自分の目線だけでなく、他人やお客の目線で見てみる（視点を変える）と、今までと違った世界が見えて来る。また、若者ならではの柔軟な発想や徹底的なこだわり、常識にとらわれない大胆な発想等も重要なポイントである、とのお話であった。

**アンケート結果より**

出席いただいた方からのアンケートの回答は、今回の代表者会議について、「良かった」「まあまあ良かった」との回答が合計で96.8%との回答を得ており、好評価でした。講習会の希望テーマ（複数回答）については、「経済動向(41.9%)」、「マーケティング(35.5%)」、「経営(29.0%)」、「組合運営(25.8%)」の回答が多く、来年度の事業実施にあたっては、本調査結果を踏まえ、ニーズの高いものを実施できるよう取り組む予定です。



## 中国ビジネスセミナー 開催報告

ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングを会場に約40名の参加を得て、去る2月23日中国ビジネスセミナーを開催した。セミナーは、第1部で中小企業東アジア経済交流モデル調査事業報告「ある菓子メーカーの大連商談会」と題し、中小企業診断士の土岐徹朗氏にお話しいただき、また、第2部は基調講演として「中国市場の将来性と中国進出成功の秘訣」～リスクマネジメント手法を通して～と題し、中国ビジネスのエキスパートであるコンサルビューション(株)代表取締役の高原彦二郎氏よりお話しいただいた。

第1部では、今年度本会で県から受託している事業について報告を行った。事例では大船渡市にある(株)鷗の玉子を中国に輸出販売するモデル企業として取り上げ、中国企業との商談内容が詳細に報告された。その中で菓子「かもめの玉子」に対する中国人の反応について、“甘すぎる”と評価をする企業・参加者が半数以上を占めていたこと、しかし、味については9割以上の方が“美味しい”という評価であったこと、そして、商談では輸入取引を望む企業や現地生産するな



土岐講師

ら合併でさせて欲しいと提案する企業があったが、現在取引には至っていないと報告された。最後に土岐氏は、「今後、県内の中小企業等が中国とのビジネスを展開する上では、県や大連経済事務所のバックアップ体制もできてきており、これらの機関の支援策を有効に活用していくことの重要性が実証された」とまとめた。報告の途中、本事例における課題の提起が行われ、その課題に対し専門家の高原氏より公開でアドバイスを受けた。その概略はページ右下の通りである。

第2部では、高原氏が長年、出光興産株式会社に在職中に実際に中国での業務で培った経験と現在の中国ビジネスコンサルタントとして様々な企業の事例に携ってきた経験から、中国ビジネスにおける留意点について講演した。その中で高原氏は、中国進出の成功要因は、「国民性の違いを明確に認識し戦術に生かすこと」と述べ、中国人と日本人の考え方は対極にあり、中国人は日本人の国民性を上手くビジネスの場で利用していることに触れた。中国人の特性については民族性・交渉の意味の違い、面子重視などについて充分理解することが必要であり、これらの事前調査とリスクを管理することが中国ビジネスでは重要であると説いた。



高原講師

### 課題とアドバイス(概略)

#### 課題1: 代金回収の不安

(アドバイス)前金払いを条件にしなければいけない。中国では支払いを延ばせば延ばすほど経理担当者の人事評価があがるといった人事評価システムが企業内にある。

#### 課題2: 中国の健康ブームの高まりは? 緑茶を甘くして飲む

中国人が日本の菓子を甘すぎるとする感覚は?

(アドバイス)中国人からのヒアリング内容については真っ正直に捉えない方がよい場合がある。また、都市部と農村部の地域格差も踏まえた方がよい。

#### 課題3: 中国パートナーの有効な信用調査方法

(アドバイス)アプローチが熱心だからという観点で判断せず、信用調査をしっかり行う必要がある。中国人弁護士の活用を薦める。

# 65歳継続雇用が義務づけられます

**平成18年4月1日から、62歳**

高齢者雇用確保措置の上限年齢は、以下のスケジュールで段階的に引き上げられます。

平成18年4月1日～19年3月31日	:62歳
平成19年4月1日～22年3月31日	:63歳
平成22年4月1日～25年3月31日	:64歳
平成25年4月1日～	:65歳

## 高齢者雇用安定法第9条

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主は、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、

定年の引上げ

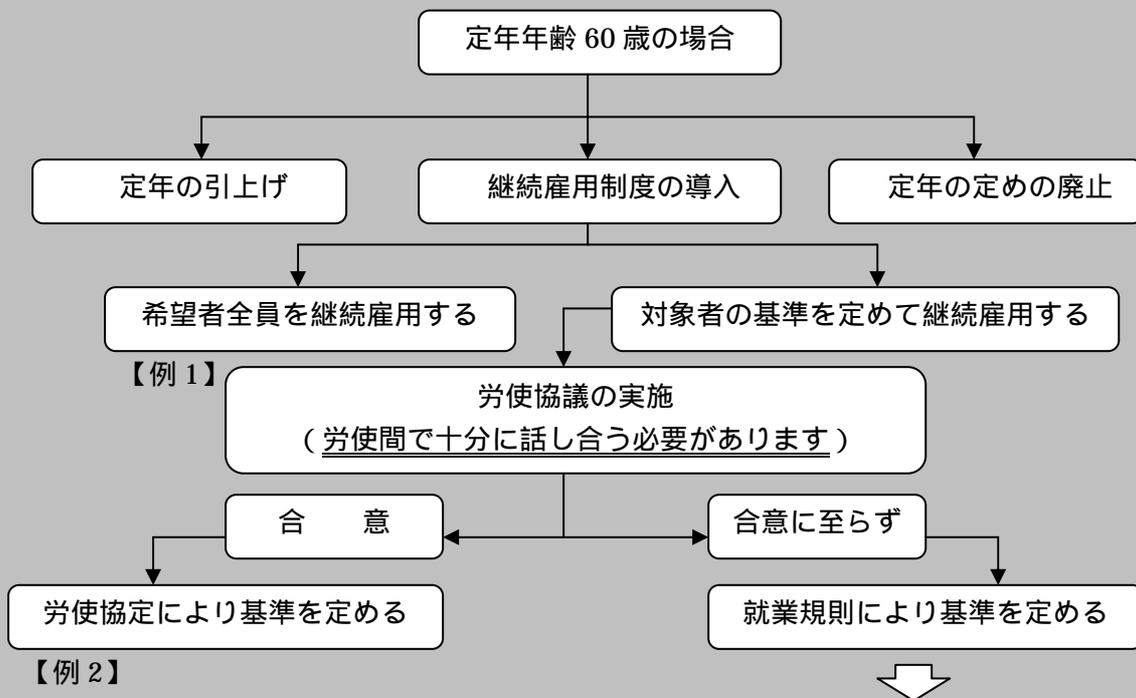
継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の導入

定年の定め廃止

のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

ただし、事業主は、労使協定により、の継続雇用制度の対象となる高齢者に係わる基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、の措置を講じたものとみなします。

## 導入の手順



## 【経過措置】

事業主が努力したにもかかわらず、協議が調わないときは、次の期日までは、就業規則等により「対象者に関する基準」を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入することができます。この期間内に労使協定で基準を定めるように、労使において継続して協議を行ってください。

大企業（常時雇用する従業員数：300人超）・・・平成21年3月31日まで  
 中小企業（常時雇用する従業員数：300人以下）・・・平成23年3月31日まで

## 就業規則改定の一例

以下の記載例はあくまでも簡単な参考例としてあげたものです。各企業の実情に応じて作成が必要になります。

### 【例1】基準を設けず、希望者全員が対象の場合

(定年)

- 第 条 社員の定年は、満 60 歳とし、定年年齢に達した日の直後の賃金締切日をもって退職とする。
- 2 前項による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、希望者全員を定年退職の日の翌日から満 65 歳まで再雇用する。但し、労働条件は、別途定める嘱託就業規則によるほか、個別の労働条件通知書により行い、1 年ごとに更新する。
  - 3 再雇用した者の退職日は、満 65 歳に達した日の直後の賃金締切日とする。

### 【例2】就業規則には基準を記載しない例

(定年)

第 条 従業員の定年は、満 60 歳とし、定年に達した年度の末日をもって退職とする。

(継続雇用)

- 第 条 会社は、高年齢者雇用安定法第 9 条第 2 項の規定に基づく労使協定により定められた基準に該当した者について、満 65 歳に達した日の年度末までの間、嘱託社員として定年に引き続き再雇用する。
- 2 定年に達した者が引き続き勤務を希望するときは、例年予定日の 6 ヶ月前までに会社に申し出るものとする。
  - 3 継続雇用する場合の嘱託社員の処遇その他については、別途定めた「嘱託社員就業規則」による。

### 労使協定書

#### 定年退職後の再雇用制度対象者の基準に関する労使協定書(例)

会社と 会社従業員代表は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、定年退職後の再雇用制度の対象となる者の基準に関して、次の通り協定する。

第 1 条 会社は、次のいずれかにも該当する者について、定年退職後、継続して再雇用する。

- 過去 年間の出勤率が %以上の者
- 勤務に支障のない健康状態である者
- 過去 年間の平均考課が 以上である者

第 2 条 会社は、会社が指定する所属長の推薦のある者については、第 1 条に関わらず、定年退職後、継続して再雇用するものとする。

平成 年 月 日

会社 代表取締役 印

会社 従業員代表 印

### 【基準について】

労使で十分に協議の上定められたものであっても、事業主が恣意的に特定の対象者の継続雇用を排除しようとするなど、高年齢者雇用安定法改正の趣旨や他の労働関連法規に反する又は公序良俗に反するものは認められません。企業や上司等の主観的選択ではなく、基準に該当するか否かを労働者が客観的に予見可能で、該当の有無について紛争を招くことのないよう配慮されたものであること。能力開発等を促すことが出来るような具体性を有するものであること等が必要です。詳細は必ずお問合せ下さい。

## 継続雇用制度の導入についてのQ&A

**Q 平成18年4月1日以降、当分の間、60歳に達する労働者がいない場合でも、継続雇用制度の導入等を行わなければならないのでしょうか？**

A 改正高年齢者雇用安定法においては、事業主に定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の制度導入を義務付けているものであるため、当分の間、60歳以上の労働者が生じない企業であっても、平成18年4月1日以降、65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女とも同一の年齢）までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じていなければなりません。

**Q 本人と事業主との間で賃金と労働時間の条件が合意できず、継続雇用を拒否した場合も違反になるのでしょうか？**

A 改正高年齢者雇用安定法が求めているのは、継続雇用制度の導入であって、事業主に定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務付けるものではなく、事業主の合理的な最良の範囲の条件を提示していれば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意が得られず、結果的に労働者が再雇用されることを拒否したとしても、改正高年齢者雇用安定法違反となるものではありません。

ただし、平成25年3月31日までは、その雇用する高年齢者等が定年、継続雇用制度終了による退職等により離職する場合であって、当該高年齢者等が再就職を希望するときは、事業主は再就職援助の措置を講ずるよう努めることとされておりますので、当該高年齢者等が再就職を希望するときは、事業主は求人の開拓など再就職の援助を行ってください。

**Q 継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定めた場合は、労働基準監督署に届け出る必要はあるのでしょうか？**

A 常時10人以上の労働者を使用する使用者が、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定めた場合には、就業規則の絶対的記載事項である「退職に関する事項」に該当することとなります。

このため、労働基準法第89条に定めるところにより、労使協定により基準を策定した旨を就業規則に定め、就業規則の変更を管轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

また、継続雇用制度の対象者に係る基準を定めた労使協定そのものは、労働基準監督署に届け出る必要はありません。

**Q 継続雇用制度の対象者に係る基準を定めるにあたり、労使協定で定めた場合、非組合員や管理職も当該協定が適用されるのでしょうか？  
特定の職種や管理職以外の者のみを継続雇用する制度は可能ですか？**

A 非組合員や管理職も含め、すべての労働者に適用されることとなります。

改正高年齢者雇用安定法の規定からは可能ですが、高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることのできる環境を整備するという法の趣旨にかんがみれば、職種や管理職か否かによって選別するのではなく、意欲と能力のある限り継続雇用されることが可能であるような基準が定められることが望ましいと考えています。

制度・就業規則・嘱託社員就業規則・労使協定書・基準、その他詳細につきましては下記までお問い合わせ下さい。必要に応じ専門家を派遣しご支援いたします。

**岩手県中小企業団体中央会 65歳継続雇用相談窓口**

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸14-8 県米連ビル4階

TEL : 019 624 1363 FAX : 019 624 1266

## 信用補完制度における料率の弾力化について

平成 17 年 6 月 20 日に中小企業政策審議会においてとりまとめられた「信用補完制度のあり方について」を受けて、平成 18 年 4 月から信用補完制度に新料率体系が導入される予定となっています。現行では一律 1.35%となっている保証料率について、中小企業者の経営状況に応じて 0.5% ~ 2.2%の範囲で 9 段階の料率判定が行われるなど、保証を申し込む中小企業者個々の経営状況を加味した弾力的な料率体系となっています。

### 現 行

- ・保証料率は一律 1.35%

#### 【問題点】

経営状況の良好な中小企業者にとっては、割高の保証料を負担する不公平な仕組みになっている。

保証料に柔軟性がないため、事業再生等にチャレンジする中小企業者あるいは信用リスクの高まった中小企業者への保証を難しくしている面がある。

信用補完制度を活用している自治体の制度融資については、中小企業者の経営状況にかかわらず、保証料補給、損失補償等の財政支援が一律となっている。



### 弾力化後

- ・中小企業者の経営状況に応じ、0.5% ~ 2.2%の 9 段階
- ・個別には定性要因を加味して協会が料率決定
- ・全体（平均）としては、現行と同じ 1.35%

経営状況の良好な中小企業者について、現行よりも割安な保証料を実現

成長企業を更に後押し

経営状況が必ずしも良くない中小企業者の、保証の利用機会を拡大

自治体に対し、現行よりも保証料率が引き上がる層に対する財政支援の重点化の要請が可能に

### 弾力化の対象となる保証について

原則として、全ての保証の保証料率が弾力化の対象となります。

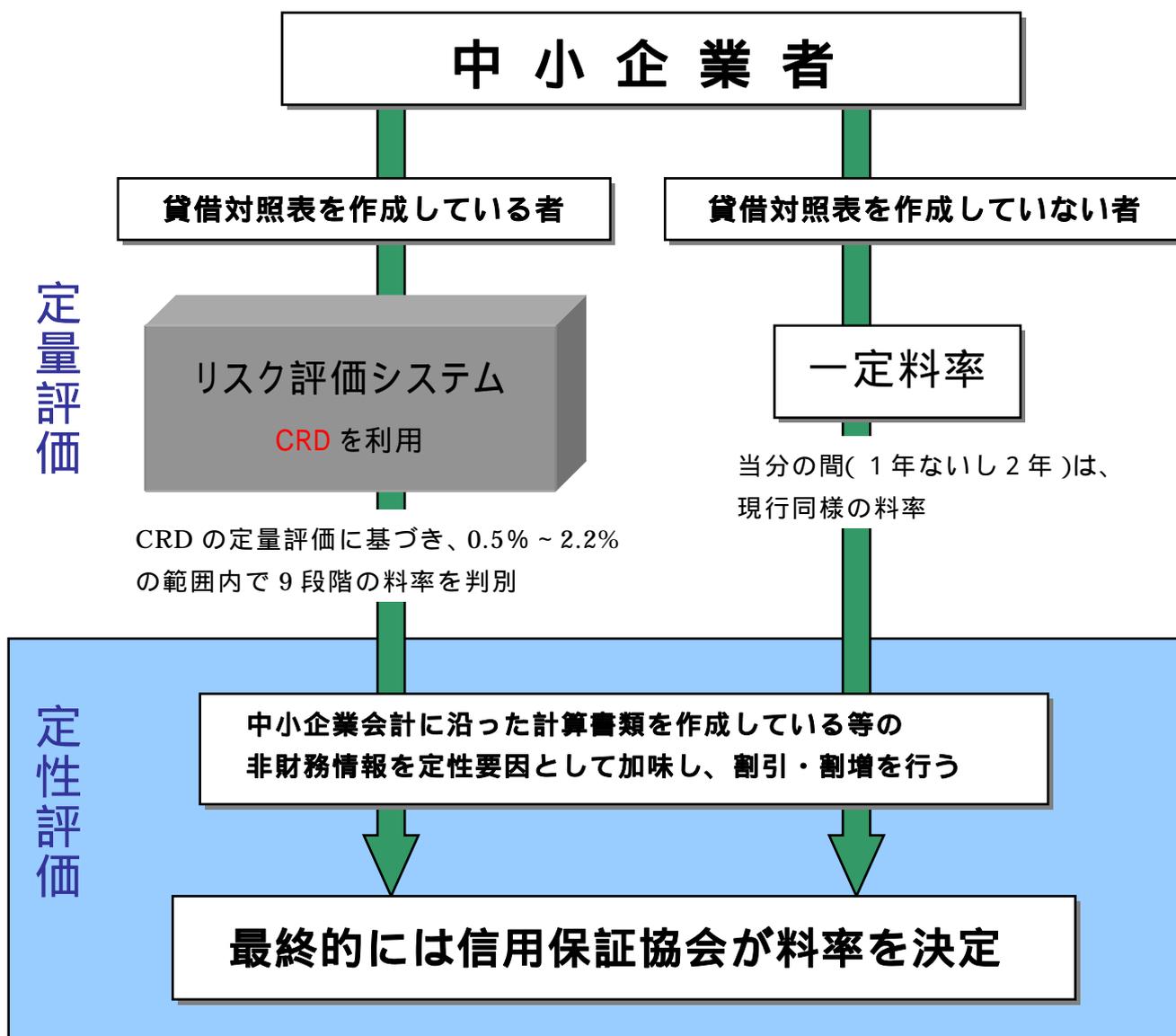
例外として、セーフティネット保証、特別小口保証（国の特別小口保険を利用した保証に限る。）や売掛債権担保保証などの特別な保証制度については弾力化の対象外となります。

対象外となる保証の料率は現行同様です。

## 弾力化導入時期および見直し

1. 平成18年4月1日 保証申込分より適用されます。
2. 制度の安定的な運用や、金融機関・保証協会のシステム関連コストを考えれば、頻繁に見直しを行うべきではないが、中小企業団体等の要望もあり、今回の導入による影響を考慮した上で、数年後を目途に見直しが検討される予定。

## 弾力化料率の決定プロセスイメージ



## 新町誕生 西和賀町

### - Town Information -

平成17年11月1日に湯田町と沢内村が合併し、人口7,703人の「西和賀町」が誕生しました。

本地域は、奥羽山脈の山岳地帯に広がる地域で、北には国の自然環境保全地域として指定されている和賀岳、南には栗駒国定公園内に南本内岳がそびえ、錦秋湖周辺は湯田温泉郷県立自然公園に指定されるなど、豊かな自然に囲まれています。また、和賀川が南北に貫き、それにつながる多くの川や沢があり、豊富な水資源に恵まれた地域でもあります。

総面積は590.78km<sup>2</sup>で、南北約50km、東西約20kmの広がりがあり、地目別の面積でみると、山林が大部分を占め、比率では81.5%となっています。



西和賀町長 高橋 繁 氏

メモ 人口 7,703人 面積 590.78km<sup>2</sup>  
URL <http://www.town.nishiwaga.lg.jp/>

### 新しい時代の「結」によるまちづくり

「結い」は互助互恵のしくみであり、農作業や住居の修復などで住民相互の労働の貸し借りを行ってきましたが、それは、互いに助けあう地域社会を形成し発展させてきた源でもあります。

古くからの伝統文化が残る本地域においても、「結い」の制度は次第に薄れつつありますが、少子高齢化社会を迎えた現代において、人と人との結びつきはますます重要になってきています。また、人と自然との関係、産業間の結びつき、地域相互の連携も欠かすことのできないものとなっています。

こうした連携型の地域社会のあり方を「結い」ととらえ、まちづくりの理念としています。



安ヶ沢カタクリ群生地

### 町づくりの基本方針

まちづくりの理念である「新しい時代の『結』によるまちづくり」をもとに、地域の将来像を具現化する基本方針として次の3点を掲げ、新しいまちづくりを行うものです。

#### 地域と住民一人ひとりの健康・安心をめざすまちづくり

湯田町の「温泉」と沢内村の「保健・医療」。地域住民の誇りともいえるこれらの施策を特色あるまちづくりに活かし、安全でおいしい農産物や山の幸などの「食」、子育て、福祉などに関連付け、連携を図りながら、住民ひとりひとりが安心して健やかに暮らせる地域社会の構築をめざします。

#### 歴史と文化の伝承と自然との共生をめざすまちづくり

豊かな自然環境に恵まれた本地域の自然の価値を見直し、資源として活用する取り組みとして、雪や木質バイオマスなどの循環型エネルギーの活用や、自然の中での農山村の暮らしに親しむ新たな観光スタイルの構築など、自然との共生を進める社会の実現をめざします。

#### 各産業の自立と連携による6次産業の形成をめざすまちづくり

気候特性を活かした農業や温泉を中心とした観光業。地域の各種資源を活かし、農林業と商工業、サービス業が連携し、「地産地消」や農業と観光分野の連携による新しいツーリズム、山菜やきのこなどの新たな生産・加工・販売方法の整備など、生産から消費までが連携する6次産業の構築をめざします。



## 情報連絡員レポート

### 1月分 景況感は依然横這い

#### 全体の概要

前月に続いて、一般機器製造業等では回復の動きがみられると共に12月以来の大雪と寒波に伴い、小売業及び商店街で一部冬物関連商品の売上が好調だったほか、脱輪・横転等のトラブル処理により自動車整備業でも売上が例年より増加傾向となった。しかし、その他の製造業及び建設業関連等の非製造業では、原油価格の高騰、公共工事の削減、消費の抑制等により、依然として収益・景況感の悪化が目立っており、本県中小企業の経営環境は、総じて厳しい状況が続いている。

#### 主な業界及び地域組合等の動向

##### 漬物製造業

大雪による消費低迷の為、1月の売上は減少した。

##### 菓子製造業

大型店を中心に初売が好況とされているが、全体的にみると、例年以上の降雪の影響もあり、お客様の出足が悪く、売上も伸び悩んだままである。

##### 木材・木製品製造業

大雪と低温で荷動は全くだめで工事現場も除雪を絶えずしながら作業を進めている。なお、唯一雪の影響を受けなかった県南(一関地区)と沿岸地区で住宅着工が有りプレカット加工材主体に動きがあった。

また、工務店、建設会社の倒産及び信用不安が出て、得意先の先行動向に注目している。

##### 一般機器製造業(花巻市)

受注量は順調に推移しており、3か月先までの受注量を確保している企業もある。材料費は依然高めであるが、吸収できているようである。

##### 各種商品卸売業

昨年12月からの豪雪が本年1月まで続いたため、売上等の動向(全業種DI値)

展示会参加来客数が激減している。売上不振である。明るさ見えず。

##### 野菜果実小売業(盛岡市)

記録的な厳寒と大雪が業界にもたらした影響は、全国的かつ長期に及んでいる。また、従来であれば菓物に影響が出るが、今回は重量物品(大根、キャベツ、白菜)まで不足し、異質となった。一方、私共小売店は、好む物品入手はおろか、いかにして販売する商品を見つけるかに精一杯の状況で、これまでにない大変な状況にさらされている。

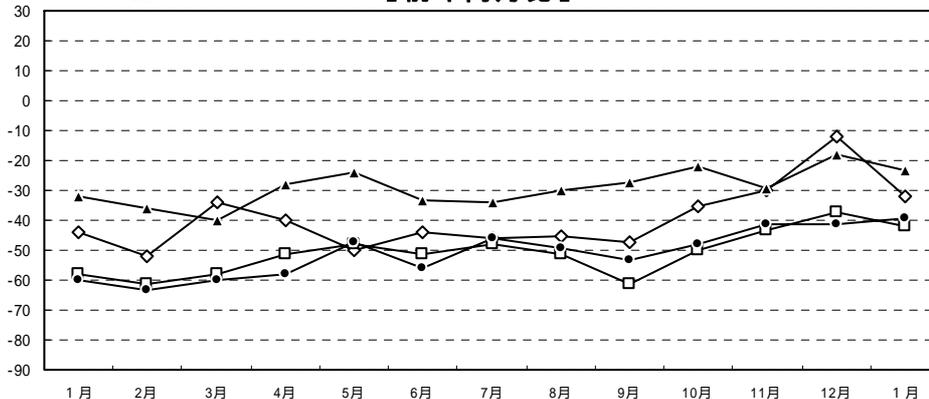
##### 商店街等(久慈市)

今年の市内の元旦営業は、大型店2店を除いて殆どが営業。但し、商店街は2日営業が主と、進出企業と地元は営業状態が分かれた。1月は厳しい寒さの為お客様はよほどの用事がない限り出て来ない。景況感は良くない。

##### 土木工事業

第3四半期の売上は、前年同期比で20%の増加であったが、収益状況は資材の高騰、受注価格の下落により依然として厳しい。

DI値 【前年同月比】



#### 景気動向指数

DI (デイクエーションインデックス) 値  
DI 値は「好転」業種割合から「悪化」業種割合を差し引いた数値

- ... 売上受注
- ... 収益状況
- ... 資金繰り
- ... 景況

## 組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q . 当組合では、設立当初から組合員数が 200 人を超えていたため、総代会制を採用してきました。しかし、経済情勢の変化等の諸要因により、組合員企業の転・廃業が相次ぎ、現在組合員数は 200 人以下となり、総代会の存続要件(200 人超)を欠いています。

今後さらに、組合員の脱退があることが予想されることから、新規加入者の勧奨努力は行っているのですが、当分の間は存続要件を満たすことは難しい状況になっています。

このように、組合員数が 200 人以下に減少した場合、定款は総代会のままとなっていますが、総会と総代会のどちらを開催すればいいのでしょうか。

A . 総代会に関しては、中協法第 55 条(中団法第 47 条)に規定されているのですが、企業組合、協業組合を除く組合は、組合員数が 200 人を超える場合には、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることが出来ることになっています。

貴組合では、すでに組合員数が 200 人となっており、総代会の存続要件(200 人超)を欠いているので、総代会は設置し得ない状態にあります。これは、たとえ定款により総代会を設けていても、組合員数が減少し、法定数に達しなくなったときは、総代会は当然に機関としての機能を失うことになるからです。

したがって、現行の定款が総代会規定のままになっていても、現在の状態が続く限り、議案審議は総会で行うこととなります。

そのため、現在組合の実態と定款とが一致していないので、総代会廃止に係わる定款変更を行うか、速やかに組合員を増加して存続要件を満たすことが必要であると考えられます。

## 組 織 化 動 向

岩手コンポジット事業協同組合				
南三陸地区で FRP (強化プラスチック) 等に携わる中小企業者が、強化プラスチック製品の共同受注、素材の共同購買及び設計・製作技術の研究開発を図ることを目的として設立。	理事長	坂元 琢夫	出資金	60 万円
	住 所	釜石市	組合員	6 人
	事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員の取り扱う強化プラスチック製品の共同受注</li> <li>・ 共同購買事業</li> <li>・ 組合の事業に関する設計、製作技術の研究開発</li> <li>・ 教育情報事業</li> <li>・ 福利厚生事業</li> </ul>		

## 会 員 動 向

協同組合胆江自動車検査場	創立 40 周年記念式典	2 / 19
	協同組合胆江自動車検査場(理事長 千葉栄治)が創立 40 周年を迎え、記念式典が奥州市のリサーチ(四季の抄)にて盛会に催された。	
岩手県豊工業組合	佐藤忠夫氏旭日双光賞叙勲受賞を祝う会	2 / 19
	岩手県豊工業組合理事長佐藤忠夫氏の旭日双光賞叙勲受賞を祝う会がホテル花巻にて盛会に催された。	



### 【中央会主催事業等のスケジュール】

月 日・時 期	内 容	担 当 部
4月11日(火)	組合自治監査講習会 場 所 岩手県民会館 時 間 13:30~	総務企画部
4月26日(水)	第51回中央会通常総会 場 所 ホテル東日本	総務企画部

### 主要日誌 (2月1日~2月28日)

<b>中央会主催・関連事業</b> ・知事懇談会 (2/6) ・組合代表者会議 (2/20) ・中国ビジネスセミナー (2/23) ・建設業の経営革新講習会 (2/28)	<b>関係機関・団体主催行事への出席等</b> ・男女共同参画を考える市町村等トップセミナー (2/17) ・日中貿易促進セミナー (2/17) ・平成18年度公募事業等説明会 (2/17) ・男女共同参画を考える市町村等トップセミナー (2/17) ・日中貿易促進セミナー (2/17) ・佐藤忠夫氏旭日双光章叙勲受賞を祝う会 (2/19) ・協同組合胆江自動車検査場創立40周年記念式典 (2/19) ・岩手県ひとり親家庭等自立促進対策連絡会議 (2/20) ・盛岡市勤労者福祉サービスセンター評議員会 (2/21) ・リアス式商店街実現化社会実験実行委員会 (2/22) ・気仙地域企業交流会 (2/22) ・岩手経済懇話会 (2/22) ・労働者派遣事業適正運営協力員会議 (2/22) ・東アジア事業事例報告・中国ビジネスセミナー (2/23) ・65歳継続雇用セミナー (2/24) ・地域労使就職支援機構 運営委員会 (2/27) ・貸付審査委員会 (2/28) ・雇用・労働フォーラム(県央ブロック) (2/28)
<b>関係機関・団体主催行事への出席等</b> ・中小企業支援相談会・特別講演会 (2/2) ・新盛岡市の産業振興に関する盛岡市長との懇談会 (2/6) ・水沢市閉市式典 (2/7) ・タイビジネスセミナー (2/9) ・岩手県交通安全対策協議会幹事会 (2/10) ・大船渡商工会議所創立50周年記念式典 (2/10) ・キャリアスタート・ウィーク第2回支援会議 (2/13) ・経済団体等情報交換会 (2/13) ・いわて産業振興セミナー (2/14) ・いわてクリーンエネルギーフェア実行委員会 (2/15) ・組合等情報ネットワークシステム等開発事業委員会 (2/15) ・県立産業技術短期大学校運営推進協議会 (2/16) ・地域ブランドフォーラム全国大会 (2/17) ・平成18年度公募事業等説明会 (2/17)	

### 【中小企業大学校 仙台校 平成18年度研修のご案内】

研修コース	対象者	実施日	期間	定員	受講料
経営トップセミナー	経営者・経営幹部	4/21~22	2日間	50名	21,000円
実践的な現場改善の進め方 (生産性向上シリーズ1)	管理者・監督者・ 現場リーダー	4/24~27	4日間	40名	34,000円
新任管理者養成講座	新任管理者・管理 者候補・グループ リーダー	5/9~12	4日間	40名	41,000円

3月23日(木)

組合決算講習会

場 所 岩手県自治会館

時 間 13:30~

総務企画部